

## 【別添】資源管理協定の検証の様式記載要領

### (1) <基本情報>の項（協定参加者による記載）

- ①「協定の情報」の欄には、協定に記載している内容を転記する。
- ②「検証の日程等」の欄には、中間時検証及び終了時検証について、未実施の場合には想定される実施時期を、実施済の場合は様式の内容が確定した年月日を記載する。
- ③「備考」の欄には、不定期検証が行われた場合その他の記載すべき事情がある場合にはその旨を記載する。

### (2) <取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）>の項（協定参加者による記載）

本項目は、協定の対象としている水産資源ごとに作成する。各欄の具体的な記載内容は、以下のとおり。

#### ①「対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合」

本欄は、当該協定の参加者による漁獲量が、対象としている水産資源全体に対し、どの程度の影響を与えうるかを評価するために記載するものである。直近の参加者による漁獲量のデータを活用することが望ましいが、存在していない場合には、当該数量に類似する数量を指標とするなどして記載する。

#### ②「資源管理の目標及び取組内容等」

「資源管理の目標」の欄には、協定に記載している目標の内容（具体的な内容が資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に記載されている場合には、同方針に記載されている内容）を転記する。

「協定の取組内容及びその目的」の欄には、協定に記載している具体的な取組の内容について、必要に応じて分かりやすく要約等した上で記載するとともに、どのような効果を期待してその取組内容を実施するのかを、可能な限り具体的に記載する。

「その他の管理措置」の欄には、協定の取組の内容とはしていないものの、対象水産資源を管理するための一環として、協定の取組と組み合わせて行っている取組を記載する。

#### ③「履行の状況」

協定の有効期間における取組の履行状況について記載する。「取組内容」及び「取組実績」の欄には、協定の取組内容に応じ、その取組の履行の状況がより具体的に把握できるような情報を記載する。例えば、漁獲可能量を遵守する取組の場合には、遵守すべき漁獲可能量の上限及び漁獲の実績を記載する。また、一定以上の休漁の実施を行う取組の場合には、その日数及び実際に休漁した日数を記載する。

#### ④「資源状況」

参加者として、対象水産資源の状況をどのような状況にあると評価している

のかを記載する。国立研究開発法人水産研究・教育機構や、都道府県の水産試験場が行っている資源評価結果がある場合には活用することが望ましいが、資源評価の頻度や時期、近年の海洋環境の変動を踏まえると、評価の結果と現実の資源の状態についてタイムラグが生じている可能性があることに留意する必要がある。そのほか、CPUE（単位努力量当たりの漁獲量）や漁獲量の変動、漁獲物のサイズ組成など、資源の状況を表していると考えられる独自の指標を用いて評価することが考えられる。

#### ⑤「取組の評価」

資源管理協定の取組の効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）「第3の1 基本的な考え方」及び「第3の2 参加者による検証及び改良等の具体的な作業」を踏まえて行った水産資源ごとの検証の判定結果（「取組の効果があり継続する」、「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」、「取組の効果は認められず、取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」又は「想定外の外部要因により効果は判定できない」のいずれか）を記載する。

また、「評価内容」の欄に、どうしてその判定結果となったのか、具体的な理由を記載する。「取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」と判定した場合、「取組の改良点等」の欄に、必要と考える具体的な改良内容等を記載する。「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定した場合は、その外部要因を記載し、当該要因を考慮した上で、具体的な取組の改良内容等について記載する。

また、「履行状況」の欄に「×」がある場合には、別途、協定の全ての参加者により取組の内容が正しく履行されるようになるために必要な改善策等を記載する。

#### （3）＜資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等＞の項（協定参加者による記載）

本項目の「判定」の欄では、ガイドラインの第3の1及び2の内容を踏まえ、資源管理協定全体として検証した結果（「取組の効果があり継続する」、「取組の効果があったが、取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」、「取組の効果は認められず、取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」又は「想定外の外部要因により効果は判定できない」のいずれか）を記載する。

「検証内容」の欄には、どうしてその判定結果となったのか、具体的な理由を記載する。「取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」と判定した場合、その具体的な改良内容等を記載する。また、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定した場合には、その外部要因を記載し、当該要因を考慮した上で、取組の具体的な改良内容等について記載する。

#### （4）＜資源管理協議会等による検証を受けての対応＞の項（協定参加者による記載）

本項目は、以下（5）において示す＜資源管理協議会等による検証＞において協

議会等からの助言が示された場合に使用する。具体的には、当該助言への対応について、検討した結果等を記載する。

#### (5) <資源管理協議会等による検証>の項（資源管理協議会等による記載）

本項目の「判定」の欄は、資源管理協議会等が、ガイドラインの第3の1及び3の内容を踏まえて行った客観的な検証の結果（「取組の効果があり継続する」、「取組の効果があつたが、取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が望ましい」、「取組の効果があつたが、取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」、「取組の効果は認められず、取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」又は「想定外の外部要因により効果は判定できない」のいずれか）を記載する。

「検証内容」の欄には、資源管理協議会等が、どうしてその判定結果となったのか、具体的な理由を記載する。「取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」又は「取組内容の改良（又は資源管理の目標の変更）が必要である」と判定した場合、その具体的な改良又は変更の方向性等の助言を記載する。また、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定をした場合には、その外部要因を記載し、当該要因を考慮した上で、取組の具体的な改良内容等について記載する。

加えて、特定水産資源に対して、参加者配分数量を超えないよう漁獲量を管理する取組以外の取組を定めている協定の場合、必要な場合には、参考情報として、当該取組の評価を記載する。

このほか、取組を履行していない者がいた協定については、資源管理協議会等として求める改善等の内容を記載する。

以上